

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 評議員選任規程

(目的)

第1条 社会福祉法第40条及び社会福祉法人桑名市社会福祉協議会定款第7条に規定する評議員の選任に関する事項は、定款に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 評議員は、おおむね次の分野から選任するものとする。

- (1) 住民の代表的な性格を有する団体
- (2) 福祉専門的機関
- (3) 当事者的性格を有する団体
- (4) 福祉に関連する団体
- (5) 商工・企業団体
- (6) その他学識経験者

(評議員選任候補者の推薦及び解任)

第2条の2 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、評議員選任・解任委員会に対し、理事会が行う。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか必要あるときは、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の2の規定は、平成29年3月9日から施行する。